

鹿沼市体育館条例等の一部改正について

次のように改める。

令和 5 年 1 1 月 2 1 日提出

鹿沼市長 佐 藤 信

鹿沼市体育館条例等の一部を改正する条例

(鹿沼市体育館条例の一部改正)

第 1 条 鹿沼市体育館条例(昭和 5 0 年鹿沼市条例第 1 1 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第 8 条関係)

体育館使用料

区分	利用時間	使用料
体育館	1 時間	4 5 0 円
照明施設	1 時間	5 0 0 円

備考 次に掲げる者以外の者が体育館を利用する場合における使用料の額は、この表に掲げる使用料の額に 1. 5 を乗じて得た額(1 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 市内に居住し、通勤し、又は通学する者
- (2) 本市と体育施設の広域利用を行う宇都宮市、日光市、真岡市、さくら市、下野市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町に居住する者(前号に掲げる者を除く。)

(鹿沼市栗野勤労者体育センター条例の一部改正)

第 2 条 鹿沼市栗野勤労者体育センター条例(平成 1 7 年鹿沼市条例第 5 1 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

コート 1 面	午前 9 時から正午まで	1 0 0 円
	午後 1 時から午後 5 時まで	1 0 0 円
	午後 6 時から午後 9 時まで	1 0 0 円
	午前 9 時から午後 9 時まで	3 0 0 円

を

」

「

コート 1 面	1 時間	5 0 円
---------	------	-------

に

」

改め、同表照明施設 1 面の部中「1 5 0 円」を「2 0 0 円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 次に掲げる者以外の者がセンターを利用する場合における使用料の額は、この表に掲げる使用料の額に 1. 5 を乗じて得た額（1 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 市内に居住し、通勤し、又は通学する者
- (2) 本市と体育施設の広域利用を行う宇都宮市、日光市、真岡市、さくら市、下野市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町に居住する者（前号に掲げる者を除く。）

（鹿沼市栗野 B & G 海洋センター条例の一部改正）

第 3 条 鹿沼市栗野 B & G 海洋センター条例（平成 1 7 年鹿沼市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

別表に備考として次のように加える。

備考 次に掲げる者以外の者が海洋センターを利用する場合における使用料の額は、この表に掲げる使用料の額に 1. 5 を乗じて得た額（1 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 市内に居住し、通勤し、又は通学する者
- (2) 本市と体育施設の広域利用を行う宇都宮市、日光市、真岡市、さくら市、下野市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町に居住する者（前号に掲げる者を除く。）

（鹿沼市栗野トレーニングセンター条例の一部改正）

第 4 条 鹿沼市栗野トレーニングセンター条例（平成 1 7 年鹿沼市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

別表利用時間の欄中「2 時間」を「1 時間」に改め、同表使用料の欄中「1 0 0 円」を「1 5 0 円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 次に掲げる者以外の者がセンターを利用する場合における使用料の額は、この表に掲げる使用料の額に1.5を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 市内に居住し、通勤し、又は通学する者

(2) 本市と体育施設の広域利用を行う宇都宮市、日光市、真岡市、さくら市、下野市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町に居住する者（前号に掲げる者を除く。）

（鹿沼市都市公園条例の一部改正）

第5条 鹿沼市都市公園条例（昭和45年鹿沼市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2の(2)の表を次のように改める。

(2) 体育施設

公園名	施設		使用料			摘要	
			利用区分	単位	金額		
千手山公園	市民プール		一般	1回	200円		
			高校生	1回	100		
			中学生以下	1回	50		
御殿山公園	テニスコート（1面）			1時間	400		
	野球場	1面		1時間	1,000		
		照明施設		1時間	4,000		
	武道館	柔剣道場、弓道場、軽運動場	一般	1時間	150		柔剣道場を分割して使用する場合は、分割に応じた額とする。
			中学生以下	1時間	50		
専用利用			1時間	500			
	会議室		午前8時～正午	400			

				午後 1 時～ 午後 5 時	4 0 0	
				午後 6 時～ 午後 9 時	6 0 0	
				午前 8 時～ 午後 9 時	1, 4 0 0	
台の 原公 園	野球場	1 面		1 時間	1, 0 0 0	
		照明施設		1 時間	1, 0 0 0	ソフトボール 用
鹿沼 運動 公園	テニスコート (1 面)			1 時間	4 0 0	
	野球場	1 面		1 時間	1, 4 0 0	
		照明施設		1 時間	4, 5 0 0	
		附帯設備		1 回	3 0 0	放送器具、判定 表示操作盤(ス コアボード)
	球技広 場	1 面		1 時間	6 5 0	
		照明施設 (1 面)		1 時間	1, 4 0 0	
	陸上競技場		一 般	2 時間	2 0 0	
			中 学 生 以 下	2 時間	5 0	
			専 用 利 用	1 時間	1, 0 0 0	
	陸上競技場 (附帯 設備)				1 回	3 0 0
卓球室 (1 台)				1 時間	2 0 0	
温水プール		一 般	1 回	3 0 0	(1) 回数券(個 人・一般) 3 0 0 円 券 1 1 枚 3, 0 0 0 円	
		中 学 生 以 下	1 回	1 0 0		

						(2) 回数券 (個人・中学生以下) 100円券 11枚 1,000円 (3) 20人以上の団体は、 使用料の2割を減額する。	
栗野 総合 運動 公園	陸上競技場（サッカー）	一般	2時間	100			
		中学生以下	2時間	50			
		専利用	1時間	300			
	野球場	1面		1時間	450		
		照明施設		1時間	2,600		
	多目的 広場	1面		1時間	350		
		照明施設		1時間	2,100		
	テニス コート	1面		1時間	300		
		照明施設		1時間	450		
	ゲートボール場 (1面)			1時間	150		
	フット サル コート	1面	一般	1時間	800		
			中学生以下	1時間	400		
		照明施設		1時間	500		
自然 の森 総合 公園	鹿沼総合 体育館	メインアリーナ	一般	1時間	3,000	分割して使用する 場合の使用料は、 分割に応じた額とする。	
		アリーナ	高校生以下	1時間	2,400		

メインアリーナ(空調設備)		1時間	1,500	
メインアリーナ(高照度照明施設)		1時間	500	
サブアリーナ	一般	1時間	1,600	
	高校生以下	1時間	1,200	
サブアリーナ(空調設備)		1時間	850	
多目的室	一般	1時間	1,100	
	高校生以下	1時間	800	
多目的室(空調設備)		1時間	500	
大会議室		1時間	600	
研修室		1時間	200	
研修室(和室)		1時間	100	
軽運動室(第1・第2)		1時間	200	
トレーニング室		1回	400	回数券 400円券 11枚 4,000円

	電光得点 表示装置		1回	400	
	放送室設 備		1回	400	
	可動観覧 席		1回	400	
	テニスコート（1 面）		1時間	400	
	野球場（1面）		1時間	1,000	
サッ カー場	1面	一般	1時間	1,600	分割して使用 する場合の使 用料は、分割に 応じた額とす る。
		中学 生以 下	1時間	800	
	照明施設		1時間	2,000	
フット サル コート	1面	一般	1時間	800	
		中学 生以 下	1時間	400	
	照明施設		1時間	500	

備考

- 1 体育施設の利用を許可する時間帯は午前8時から午後9時までとし、閉鎖時間は当該体育施設の管理者が定める。
- 2 体育施設を利用するときは、利用の目的を示して許可を受けなければならない。
- 3 次に掲げる者以外の者が体育施設（照明施設、附帯設備、空気調和設備、高照度照明施設、電光得点表示装置、放送室設備及び可動観覧席を除く。）を利用する場合における使用料の額は、この表に掲げる使用料の額に1.5を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
 - (1) 市内に居住し、通勤し、又は通学する者
 - (2) 本市と体育施設の広域利用を行う宇都宮市、日光市、真岡市、さくら市、下野市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町に居住する者（前号に掲げる者を除く。）

- 4 営利を目的として利用する場合における使用料の額は、前項の規定にかかわらず、この表に掲げる使用料の額に5を乗じて得た額とする。
- 5 入場者から入場料又はこれに類する料金を徴収する場合における使用料の額は、前2項の規定にかかわらず、この表に掲げる使用料の額に、アマチュアスポーツの場合にあつては5を、それ以外の場合にあつては20を乗じて得た額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鹿沼市体育館条例別表の規定、第2条の規定による改正後の鹿沼市栗野勤労者体育センター条例別表の規定、第3条の規定による改正後の鹿沼市栗野B & G海洋センター条例別表の規定、第4条の規定による改正後の鹿沼市栗野トレーニングセンター条例別表の規定及び第5条の規定による改正後の鹿沼市都市公園条例別表第3の2の(2)の表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。